肝炎対策について



肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)

目 的(第1条)

- 肝炎対策に関する基本理念を定める(第2条)
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする(第3条〜第7条)
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める(第9条~第10条)
- ・肝炎対策**の基本となる事項**を定める(第11条**~**第18条)

基本的施策 (第11条~第18条)

予防・早期発見の推進

(第11条~第12条)

- 肝炎の予防の推進
- 肝炎検査の質の向上等

研究の推進 (第18条)

肝炎医療の均てん化の促進 (第13条~第17条)

- 医師その他の医療従事者の育成
- 医療機関の整備
- 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- 肝炎医療を受ける機会の確保

策

定

・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備

実施に当たり 肝炎患者の 人権尊重・ 差別解消 に配慮

肝炎対策基本指針策定 (第9条~第10条)

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

意見

資料提出等、 要請

協議

厚生労働大臣

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定 平成28年6月30日改正 令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

- 9つの項目に関して取り組む内容を規定
 - ・基本的な方向 ・肝炎予防 ・肝炎検査 ・肝炎医療体制
 - ・人材育成 ・調査研究 ・医薬品研究 • 啓発人権
 - ・その他重要事項

(第2条第4号)

肝炎対策基本指針の概要

平成23年5月16日策定 平成28年6月30日改正 令和4年3月7日改正

事項	項目	主な内容
~ .	肝炎の予防及び肝炎医療の推 進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関 する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。
	肝炎検査の実施体制及び検査 能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確 保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関 する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結び つけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
尹 ら	肝炎に関する調査及び研究に 関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推 進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
æ /	肝炎医療のための医薬品の研 究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎 医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の 普及並びに肝炎患者等の人権 の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	 ○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識

を身につけ、適切な対応に努めること。

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	 □ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第2	肝炎の予防のための施 策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第3	肝炎検査の実施体制及 び検査能力の向上に関 する事項	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第4	肝炎医療を提供する体 制の確保に関する事項	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。 4

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第5	肝炎の予防及び肝炎医 療に関する人材の育成 に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第6	肝炎に関する調査及び 研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝 炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第7	肝炎医療のための医薬 品の研究開発の推進に 関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝が んを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第8	肝炎に関する啓発及び 知識の普及並びに肝炎 患者等の人権の尊重に 関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見 や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等 の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎 患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第9	その他肝炎対策の推進 に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

都道府県の肝炎対策に係る計画や目標の策定状況(令和3年度)

○ 全ての都道府県で肝炎対策に係る計画や目標を策定し、目標等の達成状況を把握している。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針(令和4年3月7日改正)

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
 - (1) 基本的な考え方

(前略) なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、<u>その目標、具体的な指標等を設定し、</u> 定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

	数値目標を定めている	数値目標以外の目標 を定めている	目標を定めていない			
47都道府県	44 (44)	3 (3)	0 (0)			
	目標等の達成状況の把握					
	毎年度把握	定期的に把握	把握していない			
47都道府県	37 (37)	10 (10)	0 (0)			

※括弧内は令和2年度

令和5年度 肝炎対策予算案の概要

令和5年度予算案 170億円 (令和4年度予算額 173億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

86億円(88億円)

- ○ウイルス性肝炎に係る医療の推進
- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。
- ○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援
- 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円 (39億円)

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円(5億円)

- ○地域における肝疾患診療連携体制の強化
- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、 肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。
- (六) 一肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化
 - ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、<u>均てん化に</u> 資するよう連携体制の構築を行う。
 - ・肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円(2億円)

- ○肝炎総合対策推進国民運動(知って、肝炎プロジェクト)による普及啓発の推進
- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓 発事業を展開する。

5. 研究の推進

38億円(38億円)

• B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

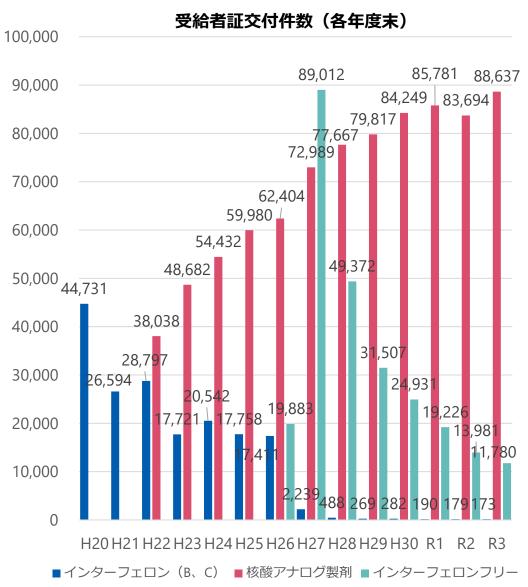
1,178億円(1,176億円)

肝炎治療促進のための環境整備

肝炎治療特別促進事業(医療費助成)

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン + リバビリン併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則1万円(ただし、上位所得階層については2万円)
財源負担	国:1/2 都道府県:1/2



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。(平成30年12月開始、令和3年4月見直し)

【助成対象】

- **✓** B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
- ✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 *1
住民税非課税	」 フロ	35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額			
【70成以工】	共 担制口	外来			
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 *1		
住民税非課税 Ⅱ	75歳以上	8,000円	24,600円		
住民税非課税 I	1割又は2割	0,0001	15,000円		

※1:多数回該当44,400円 (12月以内に4回目以上)

※2:多数回該当24,600円

※3:年上限14.4万円 後期高齢者2割負担の方 については令和7年9月

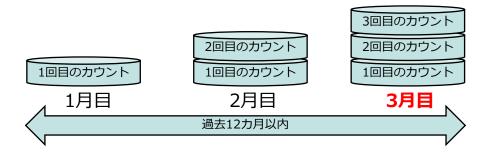
末まで配慮措置あり

✓ 入院医療

外来医療(分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬、肝動注化学療法等)

令和5年度から外来医療に 「**粒子線治療」**を追加予定。

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が3月目から自己負担1万円



【令和3年4月の見直し内容】

- ・外来医療を対象に追加
- ・助成開始の対象月数を 4月から3月に短縮

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績(暫定値)

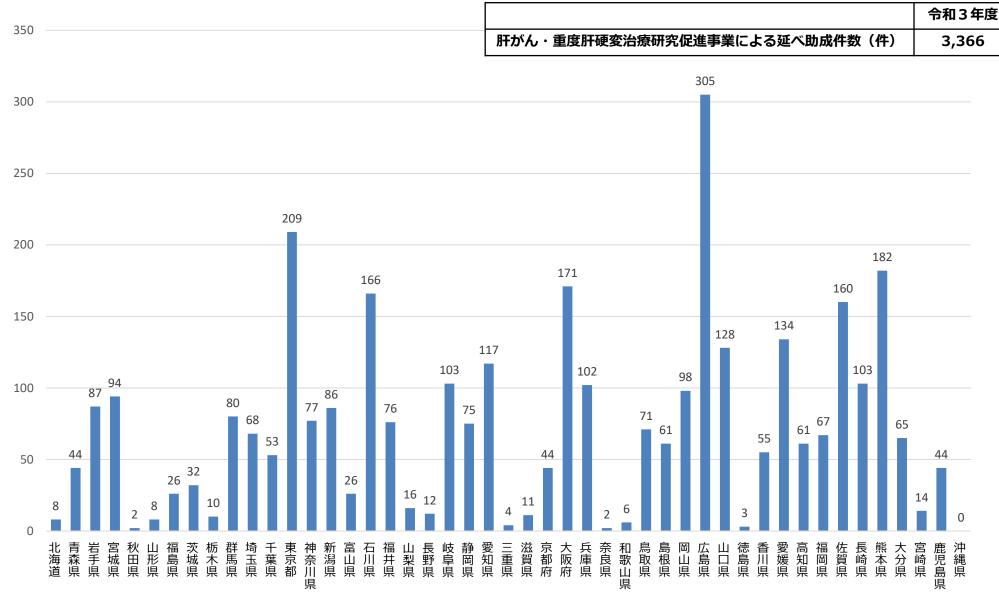
- 令和2年度と比較して、令和3年度の助成件数は約3倍に増加
- 令和3年度の助成件数のうち、<u>約半数は外来医療</u>への助成
- 令和3年度末までの助成実績を都道府県からの報告を基に、<u>令和5年1月31日現在</u>で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

年月	H 3 0 年度			R 2 R 3 年度												
4月			年度	R 3計	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規認定	88	378	232	848	19	38	71	93	84	101	81	79	83	69	62	68
助成件数	170	859	971	3,366	155	177	210	245	264	324	313	344	357	332	319	326
うち外来の助成件数				1,778	47	73	109	117	141	174	177	205	192	180	175	188

- ※新規認定件数:本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。
- ※助成件数:参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。
- ※H30年度は、H30年12月(事業開始)からH31年3月までの実績。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数(令和3年度)



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のポスター等



肝ナビ

- ○指定医療機関、肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム(肝炎情報センターが管理、運営)
 - ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関、肝炎ウイルス検査を受けられる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関等の検索が可能。

全国

「肝炎」のことならここから検索

Q肝炎医療ナビゲーションシステム

| 🌇 HOME | 🕜 ご利用方法 | 🔀 お問い合わせ |

現在の地域

全国

肝ナビ(肝炎医療ナビゲーションシステム)は、Web上で地図の位置や付随する情報を発信する検索ツールです。拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、指定医療機関(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)等の検索が可能です。>> 携帯電話(フィーチャーフォン)はこちらにアクセスしてください。

各データについては2016年から現在までに収集した情報が表示されており、今後も随時更新されます。

肝炎検査を受けられる病院を表示するときは「肝炎検査」ボタンを肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関を表示するときは「指 定医療機関」ボタンをそれぞれクリックすることで表示内容が切り替わります。

肝炎検査

指定医療機関

🕰 地図から探す

▶ アイコンの説明



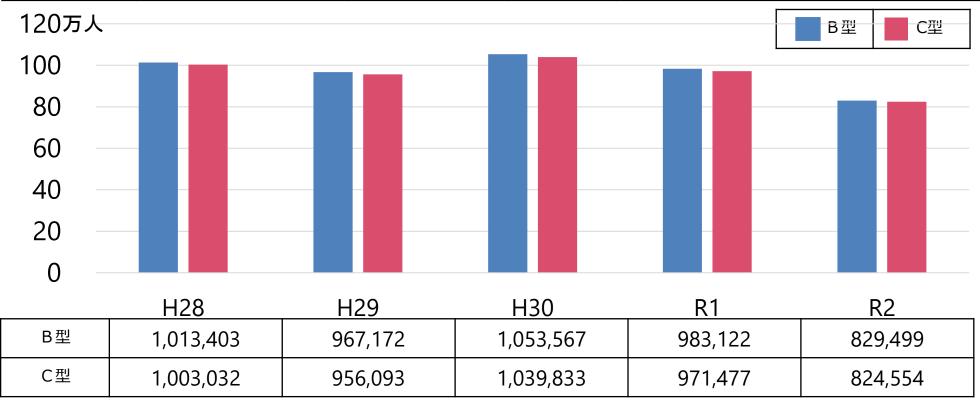
右のボタンをクリックすると 地図から肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業の指定医療機関を 検索できます。

全国地図から探す

ボタンを押すと全国の地図が開きます

地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	R2年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B型:240,211人 C型:235,510人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B型:589,288人 C型:589,044人



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)、 平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)による。

地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移(令和2年度)



平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度

B型肝炎ウイルスC型肝炎ウイルス

平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)、 平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告 (健康増進編)」(政府統計)、特定感染症検査等事業については、「特定感染症 検査等事業実績報告」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)による。

都道府県などの肝炎ウイルス検査の実施状況 (令和3年度) 【特定感染症検査等事業】

	肝á	炎ウイルス検査の	陽性者	
※括弧内は自治体数		保健所	委託医療機関	フォローアップ の実施
都道府県(47)	47	45 (* 1)	40	46
保健所設置市(87)	84	56	63	79
うち政令指定都市 (20)	20	10	19	19
特別区(23)	23 (* 2)	12	18 (* 2)	23
総数(157)	154	113	121	147

^(※1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保健所における検査を中止したため。

^(※2)地方自治体の独自事業による実施を含む

市町村の肝炎ウイルス検査の実施状況(令和3年度)【健康増進事業】

			肝炎ウイルス	ス検診の実施				
			実施	実施場所(複数回答あり)				
※括弧内は自治体数			集団健診	委託医療機関	保健所 保健センター			
	市町村(1,714)	1,630	1,356	867	15	1,533		
	うち保健所設置市 (87) 	60	33	56	1	60		
	うち政令指定都市 (20)	6	3	4	0	6		
	特別区(23)	23	1	23	0	23		
総数(1,737)		1,653	1,357	890	15	1,556		

肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み(令和3年度) 【特定感染症検査等事業】

	弧内は 診実施	t 亟自治体数/自治体数	出張型検査	他の検査と 同時検査	職域健診時に 同時検査	時間外に実施	その他
		都道府県 (45/47)	3	42	-	17	1
保健	保健所設置市 (56/87)		1	48	-	10	2
所実施		うち政令指定 都市 (10/20)	1	8	-	2	0
	特別区(12/23)		0	10	-	0	0
委		都道府県 (40/47)	9	8	4	11	13
託医療		保健所設置市 (63/87)	3	29	2	22	11
機関実		うち政令指定 都市 (19/20)	2	11	1	5	3
施	特	別区(18/23)	0	7	0	9	2

市町村肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み(令和3年度) 【健康増進事業】

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)			出張型検査	他の検査と 同時検査	職域検診時の 同時検査	時間外に実施	その他
市町村 (1,630/1,714)			97	1,541	90	1,037	57
		うち保健所設置市 (60/87)	8	57	5	38	2
		うち政令指定都市 (6/20)	0	5	1	3	1
特別区(23/23)		別区(23/23)	0	21	1	14	1
総数(1,653/1,737)		(1,653/1,737)	97	1,562	91	1,051	58

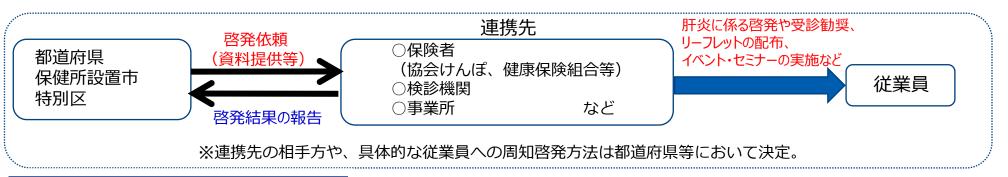
職域検査促進事業について

目的

保険者等による職域における肝炎にかかる啓発や肝炎ウイルス検査の勧奨を行うことにより、職域検診における肝炎ウイルス 検査の実施を促すもの

事業の概要・スキーム

都道府県等が、職域での健康診断を実施する保険者、肝炎ウイルス検査を実施する医療機関(検診機関)、事業所等に対して、 肝炎ウイルス検査の個別勧奨のためリーフレットの提供やイベント・セミナーの実施の委託等を行った場合、それに要する費用 を補助する。(補助先:都道府県、保健所設置市及び特別区 補助率:1/2)



実施状況(令和3年度)

\\\\ \\\	連携先(複数回答あり)					
※括弧内は実 施している自治 体数	協会け んぽ	健保組合	事業所	健診機関	その他	
都道府県数 (15)	10	6	3	2	3	
保健所設置市 (7)	4	0	0	0	2	

	啓発方法 (複数回答あり)			
※括弧内は実施 している自治体数	ポスター・ リーフレット作成	イベント・ セミナー・講演会 等	その他	
都道府県数 (15)	13	5	3	
保健所設置市 (7)	3	0	2	

検査申込書を簡便化し、問診票・検便キット等送付時に同封

2016年まで

被保険者の皆様

740語

お済みですか?

C型肝炎は、C型肝炎ウイルス (HCV) の感染によって起こる肝臓の病気です。肝臓 は「沈黙の臓器」と呼ばれ自覚症状が現れにくいため、つい見過ごしてしまいがちですが、 感染したまま放置すると、本人が気付かないうちに肝硬変や肝がんへと進展する場合があ りますので、「早期発見・早期治療」を行うことが重要です。

協会けんぽでは、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない被保険者の方を対象 に、生活習慣病予防健診と併せて肝炎ウイルス検査※を実施しています。HCVは、輸血 や手術の経験がない方でも感染している可能性がありますので、積極的に受診されること をお勧めします。

詳しくは、生活習慣病予防健診の実施機関窓口にお気軽にお問い合わせください。 ※ 検査は、C型と同時にB型の肝炎ウイルス検査も行っています。

対象者 次の1・2のどちらかに該当する方が受診できます。

- ①協会けんぽの生活習慣病予防健診の一般健診を受診される方。
- ②協会けんぽの生活習慣病予防健診の一般健診を受診された方のうち、 健診結果において、GPTの値が36U/I以上であった方。
 - ※過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。

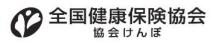
費用の70%を協会けんぽが補助します。

√自己負担額は最高612円で受診できます。

申し込み方法

✓直接、健診機関の窓口に提出してください。 (裏面が申込書になっています。)

C型及びB型肝炎に代表されるウイルス性肝炎は国内最大級の感染症ともいわれ、持続感染者は、C 型が190万人~230万人、B型が110万人~140万人存在すると推定されています。肝炎ウイルスの感 染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性がありますので、まずは、検査を受けるこ とが重要です。



協会けんぽにご加入の皆様へ

280語

肝炎ウイルス検査(1/3減少) 実施のお知らせ

協会けんぽの健康診断では、生活習慣病予防健診と同時に、 肝炎ウイルス検査を実施しております。

通常2,040円の検査が**612円で受けられます**ので、 ぜひこの機会に受けてください。

(※)過去にc型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。

肝炎ウイルス検査 実施概要

検査費用: 2,040円 612円

申込方法:裏面をご記入ください。

検査方法:

一般健診の採血の際に、同時に採血をします。 特別な検査は必要ありません。

検査を希望する方は、裏面をご記入の上、 一般健診受診の際に、受付にご提出ください。



支部

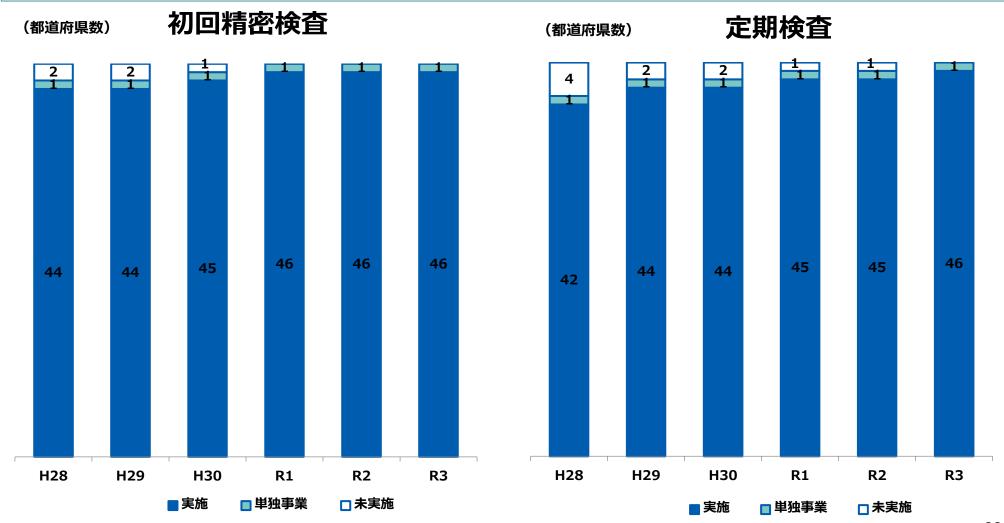
協会けんぽ:研究班介入にて年間5万件上昇



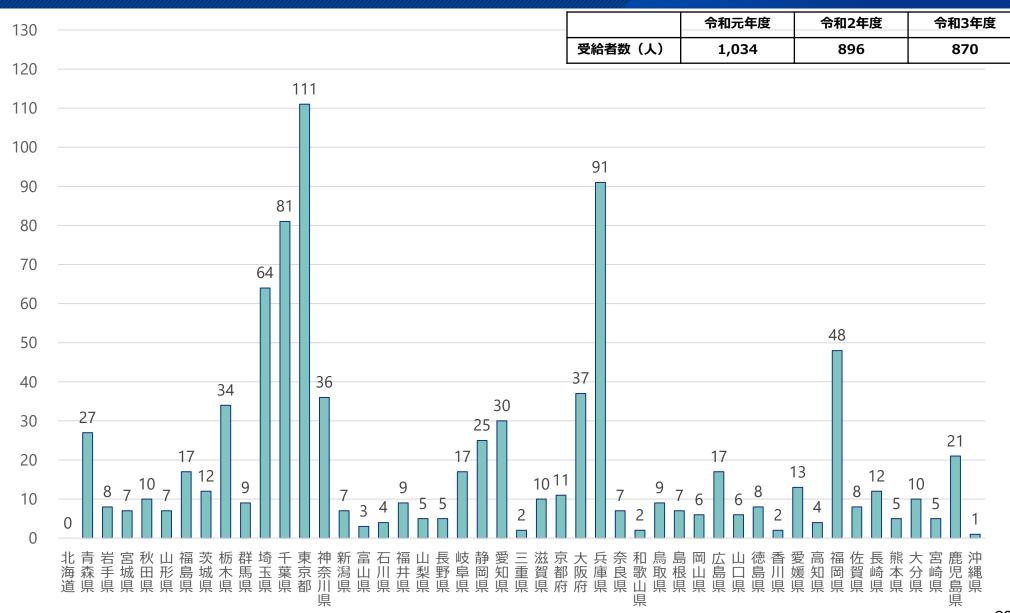
重症化予防推進事業の実施状況

事業概要

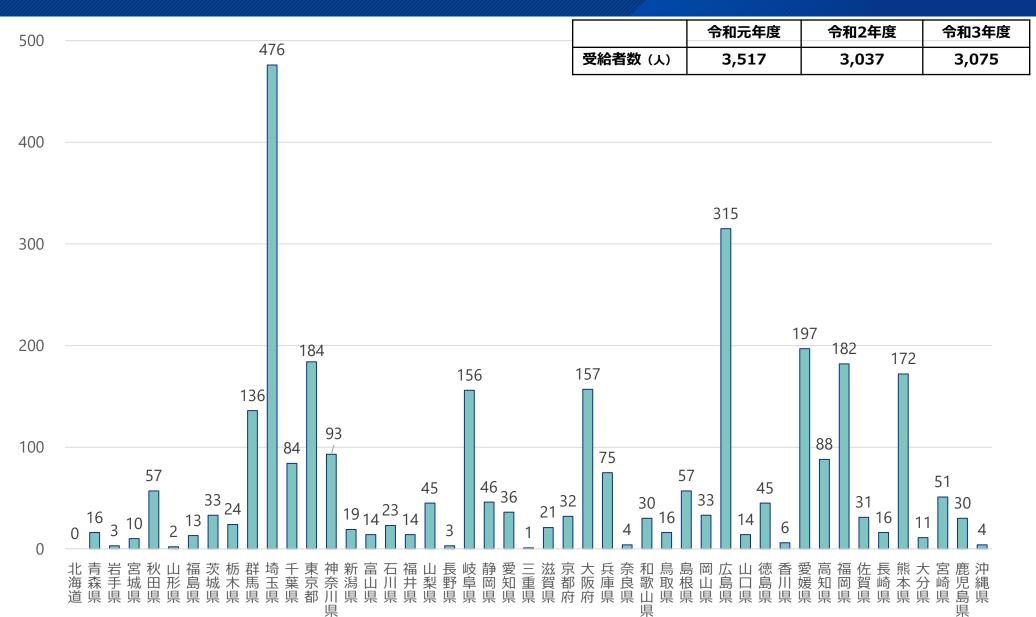
利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。



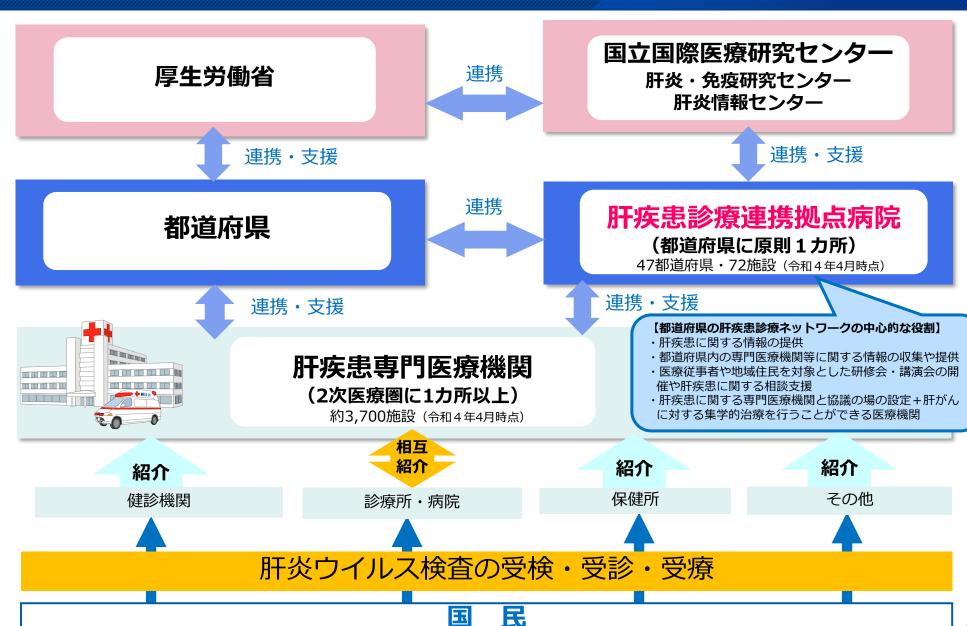
初回精密検査費用助成の受給者数(令和3年度)



定期検査費用助成の受給者数(令和3年度)



肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況(令和3年度)

○令和3年度は、47都道府県全ての専門医療機関が指定要件を満たした。

	専門医療 機関を指定	指定要件を 定めている	厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定	要件を満たしているかを定期的に把握	要件を満たしているかを 認定時のみに把握
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	45 (45)	2 (2)	22(21)	25 (26)

		都道府県	
全ての	全ての要件を満たしている		
満た	①専門的な知識を持つ医師による診断(活動度及び病期を含む)と治療方針の決定が可能	0 (0)	
- - -	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	0 (0)	
いない	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	0 (0)	
医療	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	0 (2)	
医療機関がある	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	0 (4)	
ある	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	0 (2)	

(上記①~⑥のうち①~③が必要的要件。ただし、①については緩和措置有り。)

※括弧内は令和2年度

拠点病院等連絡協議会の開催状況(令和3年度)

○令和3年度は、拠点病院等連絡協議会を開催した都道府県が増加。

拠点病院等連絡協議会が開催された都道府県			43 (36)
		1 🗆	33 (30)
	開催回数(県内の合計) ※書面開催を含む	2回	8 (6)
		3回以上	2 (0)
肝炎対策協議会と兼ねて開催			7 (1)

複数の拠点病院がある場合の開催状況(※複数の拠点病院がある都道府県は15)

拠点病院ごとに連携をとり開催	10 (9)
各拠点病院単独で開催	5 (3)

※括弧内は令和2年度

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の一部改正について

肝炎医療コーディネーターの養成は、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知別紙)に基づき行われているところであるが、令和4年3月7日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。)第5(2)イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされていることを踏まえ、一部を改正するもの。改正の主な観点については、以下のとおり。

肝炎医療コーディネーター養成後の活躍の推進

- 都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上(スキルアップ)、連携の強化などについて主導的な役割を果たし、活躍の推進に取り組むことが求められる。
- さらに、都道府県は、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要である。

患者コーディネーターの役割への理解

- 患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会会員などに配置された肝炎医療コーディネーターは、身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者等やその家族等などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる。患者会会員等においては、肝炎患者等やその家族等の経験や思いに共感し、当事者の視点で、橋渡し役となることが期待される。
- 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。当事者の視点で支援にあたることも有意義であることから、患者やその家族等の話を直接聞く機会を設けることなども積極的に検討されたい。

肝炎医療コーディネーターが習得する内容の明記

【肝炎患者等に係る支援制度】

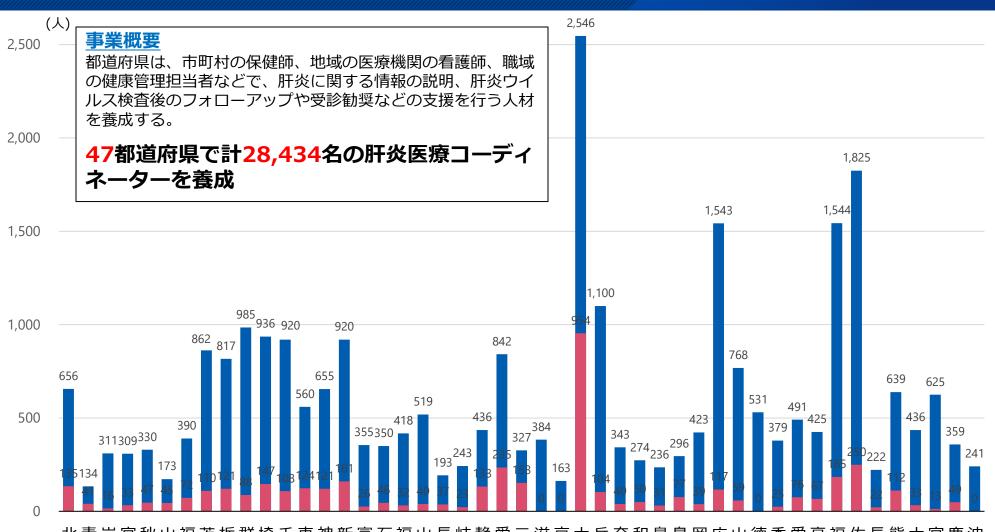
○ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度について、概要や 窓口などの基本的知識を習得する。

【肝炎患者等の人権の尊重に関する事項】

○ 肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、 肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。

28

肝炎医療コーディネーターの養成数



■ コーディネーター数 総数

■ コーディネーター数 3年度新規

「令和4年度肝炎対策に関する調査(調査対象令和3.4.1~令和4.3.31)」(厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ)より

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知 令和5年2月3日一部改正 参照

肝炎対策のステップ

肝炎対策基本指針 の目標



ステップロ 「予防」



ステップ1 「受検」



ステップ2 「受診」



ステップ3 「受療」





- ・肝炎に関する基本的 な知識の普及・啓発
- B型肝炎ワクチンの 定期接種
- ・相談窓口の案内
- 肝炎ウイルス検査 の受検勧奨
- 検査が受けられる 医療機関、検診 機関の紹介
- •肝炎検査陽性者 への受診勧奨
- ・専門医療機関や拠点 病院、肝疾患相談の 紹介
- ・初回精密検査や定期 検査費用助成の案内
- ・医療費助成や障害者 手帳等の制度の案内
- ・服薬指導
- ・ 什事と治療の両立 支援
- 抗ウイルス治療後の 定期受診の勧奨

肝硬変・肝が 移行者を減

肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして 患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整(コーディネート)する

保健師

患者会











臨床検査技師























身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への 理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターと も協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への 偏見や差別の解消に繋がることも期待される。

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要



概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」(平成23年5月16日制定、令和4年3月7日改正)に基づき(※)、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進**するもの。

(※) 基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向 (5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重」において、『肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- 1. 広報戦略の策定
- 2. 情報発信(メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用)
- 3. イベントの実施(日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施)
- 4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援

- 5. パートナー企業・団体との活動
- 6. 広報技術支援(行政の広報施策のサポート)
- 7. 国民運動の効果検証
- 8. 運営事務局の設置

⇒ 肝炎の『早期発見』『早期治療』を重点的に訴求 (全ての国民が一度は受検する必要のある「肝炎ウイルス検査」の積極推進)

政策課題解決型の戦略的広報の展開

「令和4年度の主な活動]

- (1)全体イベントの実施
 - ・7/25「知って、肝炎プロジェクト世界・日本肝炎デー2022」開催
- (2) 自治体・関係団体向けの啓発活動
 - ・京都府・徳島県・愛媛県・熊本市・岡崎市における積極的広報の実施
 - ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への訪問の実施 [39都道府県、33市町村、5団体を訪問 (令和4年12月時点)] (平成26年からの累計)

(3)情報発信

- オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報(新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告)
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

(4) その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

[知って、肝炎プロジェクト スペシャルサポーター等]

(健康行政特別参与) 杉 良太郎 (肝炎対策特別大使) 伍代 夏子 (肝炎対策広報大使) 徳光 和夫 (スペシャルサポーター)

朝日奈央、石川ひとみ、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE TRIBE、SKE48、STU48、NMB48、NGT48、小橋 建太、コロッケ、島谷 ひとみ、清水 宏保、 瀬川 瑛子、高島 礼子、高橋 みなみ、乃木坂46、野呂佳代、的場 浩司、山川 豊、山本 譲二

知って、肝炎プロジェクト 都道府県表敬訪問実績



B型肝炎訴訟対策について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。(平成24年1月施行。令和3年度改正法(6月18日公布・施行)により、令和8年度末まで延長)

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型 肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。 には<u>提訴する必要</u>がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金:
 - ① 死亡・肝がん・肝硬変(重度)
 - ③ 肝硬変(軽度)
 - ⑤ 慢性B型肝炎
 - ⑦ 無症候性持続感染者

- 600万円 ⑧除斥期間が経過した無症候性持続感染者
- ※ 訴訟手当金として、<u>弁護士費用(給付金の4%)</u>、検査費用を支給。

※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。

900万円

50万円

34

2500万円 ④除斥期間が経過した肝硬変(軽度) 600万円(300万円*)

3600万円 ②除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変(重度)

- 1250万円 ⑥除斥期間が経過した慢性B型肝炎 300万円(150万円*)
- *現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額
- (2) **追加給付金**:(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

3. 請求期限

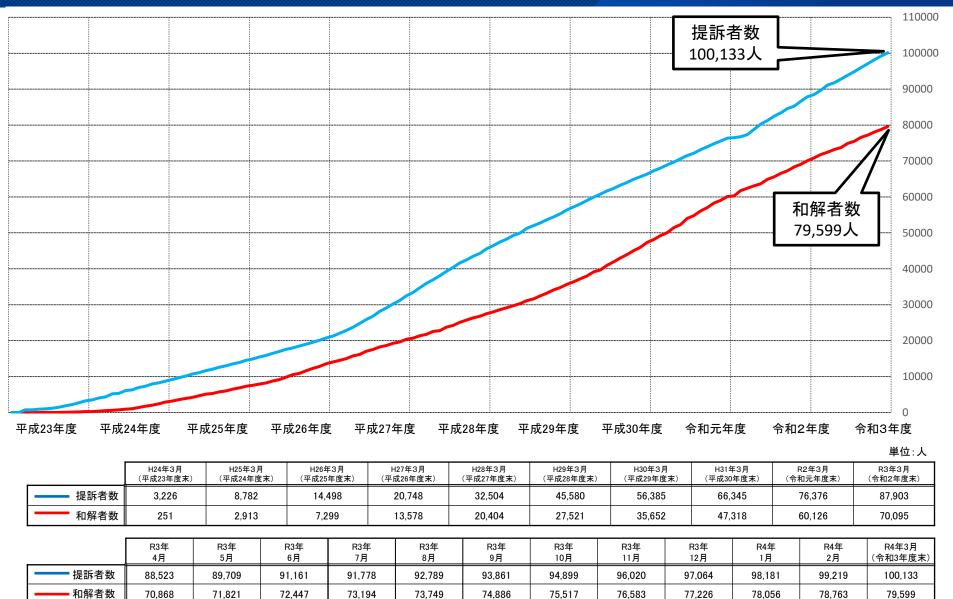
- ・ 令和9年3月31日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求(新規の提訴は不要) 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から令和8年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において 必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。

B型肝炎訴訟提訴者数及び和解者数の推移(累計)

(令和4年3月末時点)



B型肝炎特別措置法に係るポスター及びリーフレットの配布



我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われて いた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています (最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ▼ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- ▼ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
- ▼ 昭和23年7月1日~昭和63年1月27日の間に、 集団予防接種を受けた方
- ▼ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、 給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等 が支払われます。

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度) 3.600万円 肝硬変(軽度) 2.500万円 慢性肝炎 1.250万円 無症候性キャリア*2

死亡・肝がん・肝硬変 (重度) 肝硬変 (軽度) 無症候性キャリア *現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

600万円 (300万円*) 300万円 (150万円*)

※2 20年を経過していない方については

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などか ら必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があ ります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金 をお支払いします。



厚生労働省ホームページ B型肝炎訴訟

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立し た場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。) 弁護士については、「B型肝炎 弁護士」 で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

<訴訟(和解手続等)に関する照会先>

厚生労働省健康局がん·疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口:03-3595-2252(直通)

受付時間:午前9時から午後5時まで

月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

厚生労働省ホ-ムページ【B型肝炎訴訟について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ kenkou irvou/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎訴訟の手引き(第5版)

ご自身での提訴を考えている方へ(説明編・提出編)

内容: 提訴時に必要な証拠書類の収集方法(説明編)

提出書類の様式集、訴状見本(提出編)

(医療機関向け)覚書診断書作成にあたってのお願い(提出編)

B型肝炎訴訟の手引き

<第5版>

ご自身での提訴を考えている方へ(提出編)

の流れや必要となる様式等についてまとめたものです。

応していますので、提訴をご検討されている方は、(説明編)と併せてご参照くだる

kanen/index.html) からダウンロードしてお使いください。この手引きの各ページを そのまま使用することは出来ませんので、ご注意ください。

平成 29 年 10 月

(*) 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

など

<和解後の給付金等の請求手続に関する照会先>

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話:0120-918-027(直通)

受付時間:午前9時から午後5時まで

月~金曜日(祝日、年末年始を除く)

社会保険診療報酬支払基金ホムページ

https://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html

副読本「B型肝炎いのちの教育」について

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしま しょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴 き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発助止に関する研究」報告書(抜粋) 今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発助止に向けた対策として、国民も積 極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)

国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、許今、国民の意識は高まってきているが、今後は、国や自治体の落策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を結構し、理解・協力・指摘を行う機構的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎) http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.htm



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/



厚生労働省(肝炎総合対策の推進について)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/



http://www.kanen.org/



肝炎ウイルス検査マップ http://www.kanen.nogm.go.jp/kan-en/



全国B型肝炎訴訟 http://bkan.jp/



年

- ・ 令和2年度に、全国B型肝炎 訴訟原告団・弁護団の皆さまの ご協力のもと、副読本「B型肝 炎 いのちの教育」を作成。
- ・ 文部科学省と連携のもと、全 国の中学3年生を担当する教員 向けに配布。



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。 わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。 ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



B型肝炎患者による患者講義実施について

B型肝炎患者による 患者講義実施について

B型肝炎被害の教訓を語り伝え

未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ



私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。 B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。

また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。

そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ることで、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える 時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB 型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼 らも今回お話していただいているような思いを持っている のかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。 今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。 (中学生)

・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように 接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わっ たことを話したい。 (中学生)

・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。 (中学生)

・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型 肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたい です。 (小学生)

B・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB 型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいで す。 (小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。





この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた 取組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高 校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届け る活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています!!

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や 遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

○患者・遺族の語り 20 分

○救済の道のりや社会制度の説明 20 分

○質疑 10 分

○患者・遺族の語り 20 分

○適切な感染対策の重要性の説明 20 分

○質疑 10 分

○患者の状況や感染被害の背景の説明 20 分

○患者・遺族の語り 20 分

○質疑 10 分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被 害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。 国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法 の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることが期 待されます。

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じ ような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考える ことが期待されます。

・実施場所:貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容:貴校のご要望に対応可・対象人数:不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL:03-5253-1111(内線2101) FAX:03-3595-2169 E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailに てお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。 ※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。